

Q & A

(2年目事業計画書の提出等)

## 【補助事業全般】

### Q1 2年目の手続きは、どのようになりますか？

- ①令和7年2月28日(金)17:00までに、「ふじのくに電子申請サービス」を利用して2年目の事業計画書等を県に提出してください。
- ②提出された2年目の事業計画書等の内容を確認し、令和7年3月中旬頃をめどに修正が必要な箇所等を連絡します
- ③県の令和7年度当初予算成立後(令和7年3月中旬頃めど)、交付申請書類の提出を依頼します。県から連絡のあった2年目の事業計画書等の修正を反映し、提出依頼のあった書類一式を「ふじのくに電子申請サービス」を利用して令和7年3月31日(月)までに県に提出してください。
- ④提出された交付申請書類の内容を審査し、適切であれば、県から令和7年4月以降に順次、交付決定を通知します。この**交付決定通知があるまで2年目の補助事業は開始できません**。
- ⑤1年目と同様に、補助事業期間の半ばに遂行状況報告書を提出していただきます。
- ⑥補助事業期間終了後に実績報告書類を県に提出します。県の交付確定の手続きが完了し、県に請求書を提出した後、補助金が支払われます。
- ⑦8ページに、補助事業のフロー図を掲載しているので参考にしてください。

### Q2 補助金はいつ受け取れますか？

Q1にもあるとおり、補助事業が完了して実績報告を提出していただき、補助金の交付確定を受けた後になります。交付決定通知をもって補助金が支払われるものではありませんのでご注意ください。

### Q3 補助事業期間は、いつからいつまでですか？

補助事業期間の始期は、交付決定日からです。終期は、2年目事業の事業計画書に記載された補助事業の「完了予定日」までとなりますが、最長でも令和8年3月31日です。

### Q4 補助金の交付決定がされない場合もありますか？

あります。2年目の事業計画が、初年度の応募時に提出していただいた事業計画書の内容と大きく異なるものとなっている場合や、補助金額が下限(50万円※補助対象経費100万円)に満たない、2年目の経費が機械装置費のみ(機械装置費の補助対象経費額は、機械装置費以外の補助対象経費の合計額以内)等の場合には、交付決定されません。

**Q5 2年目の補助金額が下限(50万円※補助対象経費100万円)に満たない場合や、機械装置費のみの場合となってしまった場合には、どのような手続きをすればよいですか？**

2年目の事業について、補助対象となりませんので、2年目の補助金申請を辞退する旨を届け出てください(様式任意)。

**Q6 補助金が交付されない場合もありますか？**

あります。補助事業を実施していない、交付申請した2年目の事業計画とは異なる内容で補助事業を実施した、見積書等支払に関する書類が用意できない、補助事業期間内に支払が完了した経費がない等の場合には、補助金が交付されません。

### 【補助金申請手続き全般】

**Q7 2年目の事業計画書の書式等はどれを使用すればいいのですか？**

2年目事業の書類提出のご案内をお送りしたメールに添付されている様式をご利用ください。または、県HPからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1066766.html>

静岡県 収益力向上補助金(採択後の様式等)

**Q8 2年目の事業計画書の記載例はありますか？**

2年目事業の書類提出のご案内をお送りしたメールに添付されている記載例をご覧ください。または、県HPからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1066766.html>

静岡県 収益力向上補助金(採択後の様式等)

**Q9 2年目の事業計画を初年度の応募時に提出した事業計画書(様式第2号)とは異なる内容としても構いませんか。**

2年目の事業計画を初年度に応募時に提出した事業計画書と異なる内容とすることは原則としてできません。ただし、応募時に提出した事業計画書の内容と同趣旨・方針の範囲内での軽微な変更については認められる場合も考えられるため、必ず県の担当窓口にご相談してください。

なお、採択後に県に提出(令和6年10月～11月)した補助事業計画書(2年目)の内容から、応募時に提出した事業計画書の実施内容(2年目)の範囲内で見直しを行うことは構いません。

**Q10 2年目の事業計画書等を提出するに当たり、見積書の提出も必要ですか？**

機械装置費、委託費、外注費、展示会等出展費、調査研究費、広報費のいずれかを経費に計上する場合には見積書の提出が必要です。

**【補助対象経費等】**

**Q11 「経費の積算明細」は、消費税込みの金額で記載するのですか？**

応募の際に提出いただいた補助事業計画書と同じく、消費税抜きの金額です。電車代、郵便代などは、内税表示になっていますので、表示金額に100/110を乗じた金額(1円未満切捨て)を「補助事業に要する経費」に記載してください。

**Q12 「補助金申請額」は、どのように計算するのですか？**

補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切捨てた金額が補助金の金額です。例えば、補助対象経費が5,250,300円の場合、その金額に補助率の1/2を乗じると、2,625,150円になります。千円未満切り捨てのため、補助金申請額は、2,625,000円になります。

**Q13 応募時に提出した事業計画書に計上しなかった事業の経費を追加することはできますか？**

原則としてできません。ただし、応募時に提出した事業計画書と同じ趣旨・方針の範囲内での軽微な変更であれば、認められる場合も考えられるため、必ず県の担当窓口にご相談してください。

**Q14 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、どのような経費が補助対象になりますか？**

原則、公共交通機関を利用した場合の交通費が補助対象です。なお、「職員旅費」について、事業者によっては、交通費以外に日当や食事代などが支給される場合もありますが、これらは補助対象外です。

**Q15 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、新幹線のグリーン車、グランクラスを利用し、その経費を補助対象にできますか？**

補助対象外です。

**Q16 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、航空機のビジネスクラスやファーストクラスを利用し、その経費を補助対象にできますか？**

補助対象外です。

**Q17 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、海外における宿泊料の上限額はいくらですか？**

滞在先によって宿泊料の補助上限額が異なりますので、注意してください。

区分	宿泊費上限額	地域
指定都市	17,600円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	14,700円	北米地域、欧州地域及び中近東地域のうち指定都市以外の地域
乙地方	11,900円	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域(本邦を除く。)
丙地方	10,600円	アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域のうち指定都市以外の地域

※甲・乙・丙地方の各地域は、国外宿泊費適用区分図(P9～12)を参照ください。

**Q18 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」の宿泊料ですが、宿泊料の上限額を超えると宿泊料の全額が補助対象外になってしまいますか？**

宿泊料の上限額を超えた場合は、上限額までが補助対象経費になります。

**Q19 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、車で移動した場合のガソリン代、駐車場料金、有料道路利用料、レンタカー料金は、補助対象になりますか？**

ガソリン代は補助対象外です。駐車場料金、有料道路利用料及びレンタカー料金は、補助対象経費とすることができます。

**Q20 「原材料費」や「機械部品又は工具器具費」に計上する分量や個数等に上限はありますか？**

上限はありませんが、購入金額ではなく、補助事業期間内に事業の中で使用した分のみが補助対象となりますので、注意してください。

**Q21 「原材料費」における試作品のテスト販売とは、どのようなものですか？**

新商品等を開発するにあたり、展示会等のブースや自社所有又は借り上げたスペースで、不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売することができます。ただし、テスト販売の目的が、商品仕様・顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるものである必要があります。

**Q22 助成対象となるテスト販売の要件は、どのようなものですか？**

以下の①から④のすべてを満たすものが補助対象となります。

- ①テスト販売の期間が概ね1ヶ月以内であること。
- ②同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。
- ③通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品には「テスト販売価格」などと、テスト販売品である旨を明記すること。
- ④消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

**Q23 テスト販売の売上は、どのように処理しますか？**

テスト販売を通じて収入が発生する場合は、当該収入を補助対象経費から控除します。テスト販売を実施する計画を補助金申請する場合には、事業計画書の「3 経費の積算明細」に、次のとおり記載してください。

3 経費の積算明細

経費区分	積算の明細	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	備考
原材料費	・テスト販売用品に要する費用 ××× 50,000円 ××× 300,000円 販売予定額▲ 200,000円	150,000円	150,000円	75,000円	

**Q24 機械部品又は工具器具費に計上できる部品又は工具器具とはどのようなものですか？**

機械装置を試作する場合の部品、工具器具等になります。機械装置の試作ではなく事業に用いる工具器具等は、機械装置費の備品の購入に該当するため、機械装置費に計上してください。

**Q25 機械装置をリースで導入する場合の経費の計上はどのようにしたらよいですか？**

機械装置をリースする場合は、機械部品又は工具器具費で計上してください。また、リース料は補助事業期間内に支払われた額のみ補助対象となります。1年目事業で契約したリース契約を2年目も継続する場合は補助対象なりませんので注意してください。

**Q26 経費区分の「外注費」で建築費用や工事費用を、補助対象とすることができますか？**

できません。建築費用や工事費は補助対象外です。

**Q27 展示会への出展を予定していますが、「展示会等出展費」で計上できる経費はどのようなものですか？**

「展示会等出展費」に計上できるのは、小間代及び小間の基本装飾費等の会場整備のための経費となります。ただし、什器等、補助事業以外でも一般的に使用可能な物品等の購入費用は補助対象外となりますので、注意してください。

**Q28 海外での展示会への出展費用は、円換算するのですか？**

2年目の事業計画作成時の為替レートで換算して積算してください。また、積算根拠が分かる資料も提出してください。外国語で記載された資料を提出する場合は、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する資料も併せて提出してください。

**Q29 「広報費」において、会社案内を作成する経費は補助対象になりますか？**

補助対象外です。新商品や新サービスに係るものについて作成するパンフレットやホームページ等が補助対象になります。

**Q30 「広報費」において、パンフレット等の印刷部数によって補助対象外になることがありますか？**

部数の制限はありませんが、パンフレット等を作成し、配布するまでが補助事業となりますので、補助事業期間内に配布した部数の印刷費が補助対象です。

**Q31 「広報費」でノベルティグッズを作成する経費は補助対象となりますか？**

ノベルティグッズは補助対象外です。

**Q32 「広報費」におけるECサイトの作成費は、どの範囲が補助対象になりますか？**

ECサイトの作成に要する経費が広報費として補助対象となります。ただし、ECサイトが完成し、運用を開始して以降に要する運営経費は、直接的な営業経費となるため、補助対象外になります。

**Q33 初年度の事業で製作したECサイトを改良したいと考えていますが補助対象になりますか？**

初年度の応募時に提出いただいた事業計画書の「(4)事業実施スケジュール」の2年目の欄に「ECサイトの見直し」等が計画されており、2年目の事業計画で「ECサイトの見直し」を記載している場合には補助対象となります。ただし、1年目にECサイトの管理契約を締結し、その契約の中で改良を行う場合には補助対象外となります。あくまで2年目の補助事業の交付決定日以降に契約した費用のみが補助対象となりますので注意してください。

**Q34 「広報費」において、アマゾンや楽天などのショッピングサイトにおける広告は、補助対象になりますか？**

アマゾンのスポンサープロダクト広告や楽天のRPP広告などは、プロモーション活動ではなく、直接的な営業経費となるため補助対象外です。

**Q35 「雑役務費」において計上できる、パート、アルバイト等の正規雇用者以外の者に支払われる経費の範囲は？**

補助事業遂行に必要な業務の補助で、展示会出展の際のアルバイト等、一時的な雇用者です。補助事業で営業行為を伴う場合、営業開始後に従事するパート、アルバイト等は、直接的な営業経費と見なされるため、補助対象外となります。

**Q36 1年目事業の3月に開催した展示会の補助のため雇用したアルバイトを、同じ雇用契約で2年目事業の5月に開催する展示会の補助に従事させることはできますか？**

できません。1年目事業の3月のアルバイトの雇用契約は、遅くとも令和7年3月31日までで終了してください。5月の展示会のアルバイトは、2年目事業の交付決定日以降に雇用契約を締結してください。1年目から2年目に継続した雇用契約だった場合、2年目事業は補助対象外となりますので注意してください。

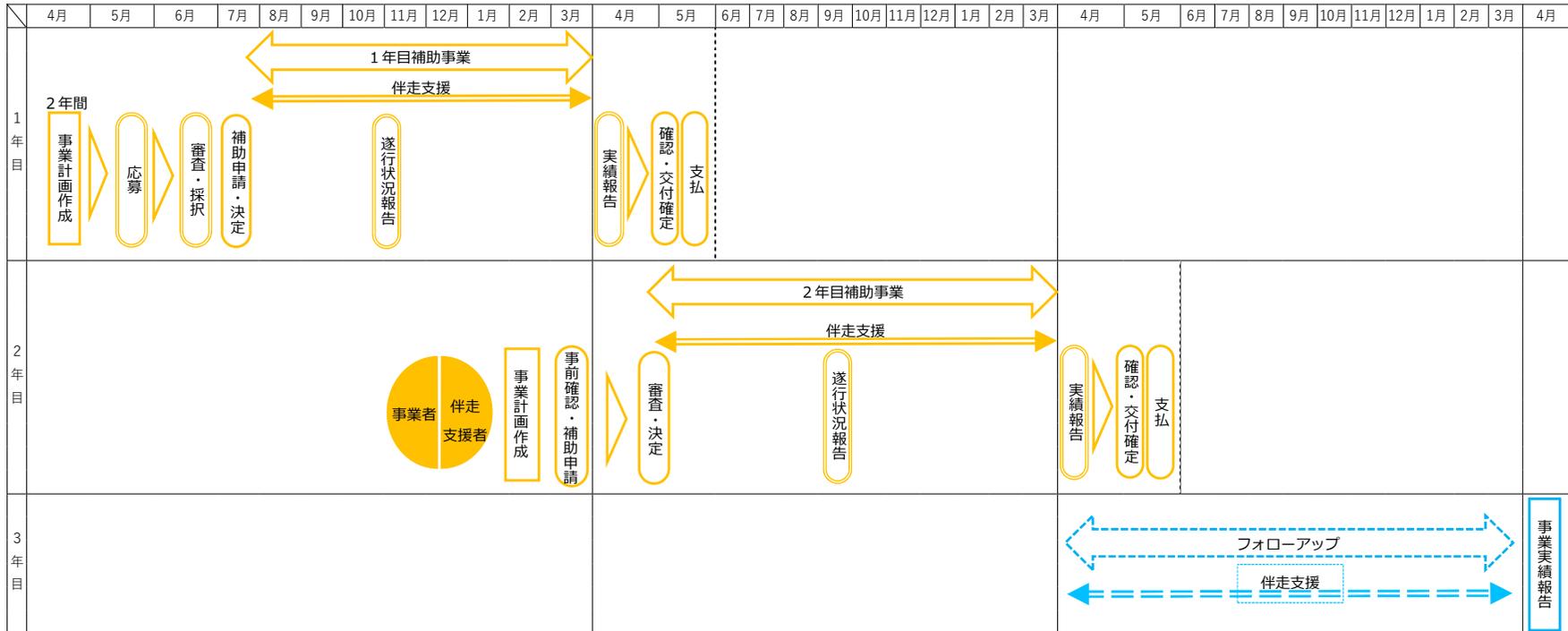
**Q37 「雑役務費」において、派遣会社から派遣された派遣社員に業務に従事してもらい、支払先が派遣会社になる場合にも計上できますか？**

展示会出展の説明員等の派遣を依頼する場合には、雑役務費で計上できません。Q37と同様に、補助事業で営業行為を伴う場合、営業開始後に従事する派遣社員は、直接的な営業経費と見なされるため、補助対象外となります。

**Q38 「通訳・翻訳料」には、通訳に係る交通費が含まれますか？**

含まれません。通訳者に係る旅費は、補助対象外です。

# 中小企業等収益力向上事業費補助金・事業フロー図

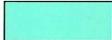


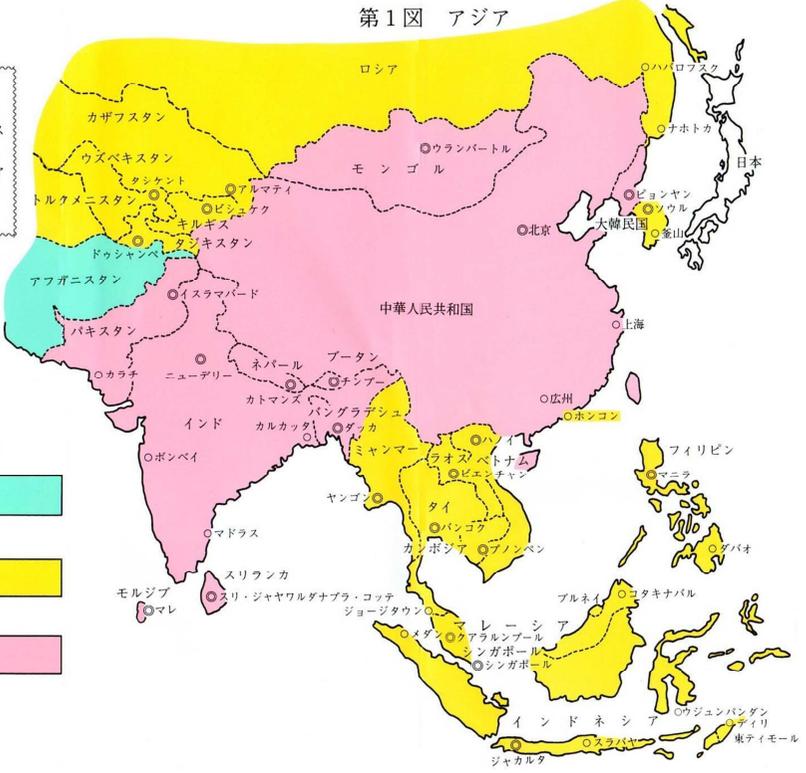
# 外国旅行における旅費適用区分

資料編 二 旅費の支給額  
外国旅行における旅費適用区分図（アジア）

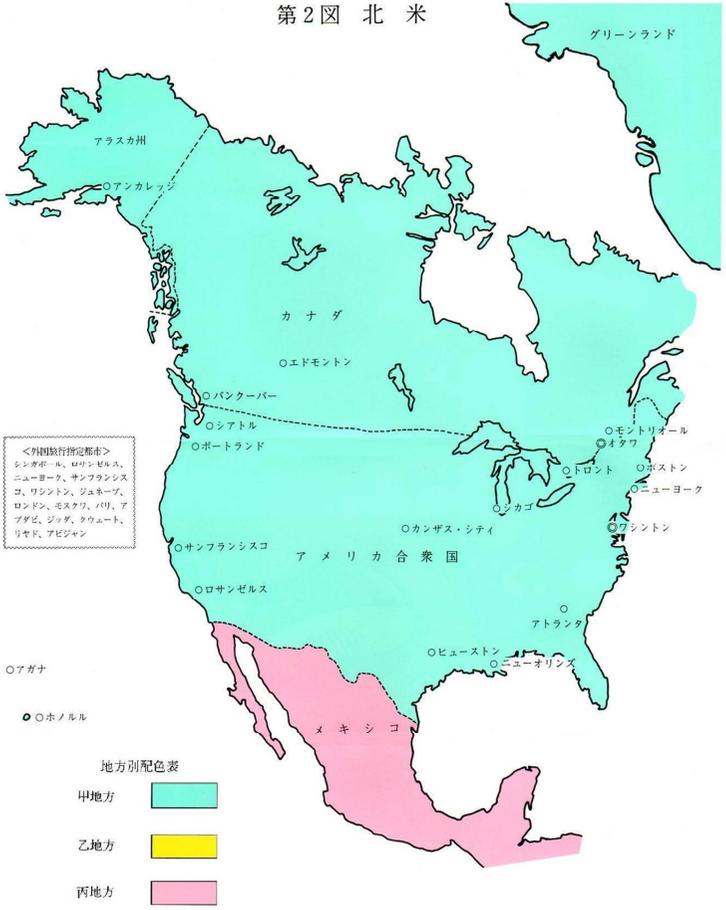
<外国旅行指定都市>  
シンガポール、ロサンゼルス、  
ニューヨーク、サンフランシスコ、  
ワシントン、ジュネーブ、  
ロンドン、モスクワ、パリ、ア  
ブダビ、ジッダ、クウェート、  
リヤド、アビジャン

地方別配色表

甲地方	
乙地方	
丙地方	



第2図 北米



<外国旅行指定都市>  
シンガポール、ロサンゼルス、  
ニューヨーク、サンフランシスコ、  
ワシントン、ジュネーブ、  
ロンドン、モスクワ、パリ、ア  
ブダビ、ジッダ、クウェート、  
リヤド、アビジャン

地方別配色表

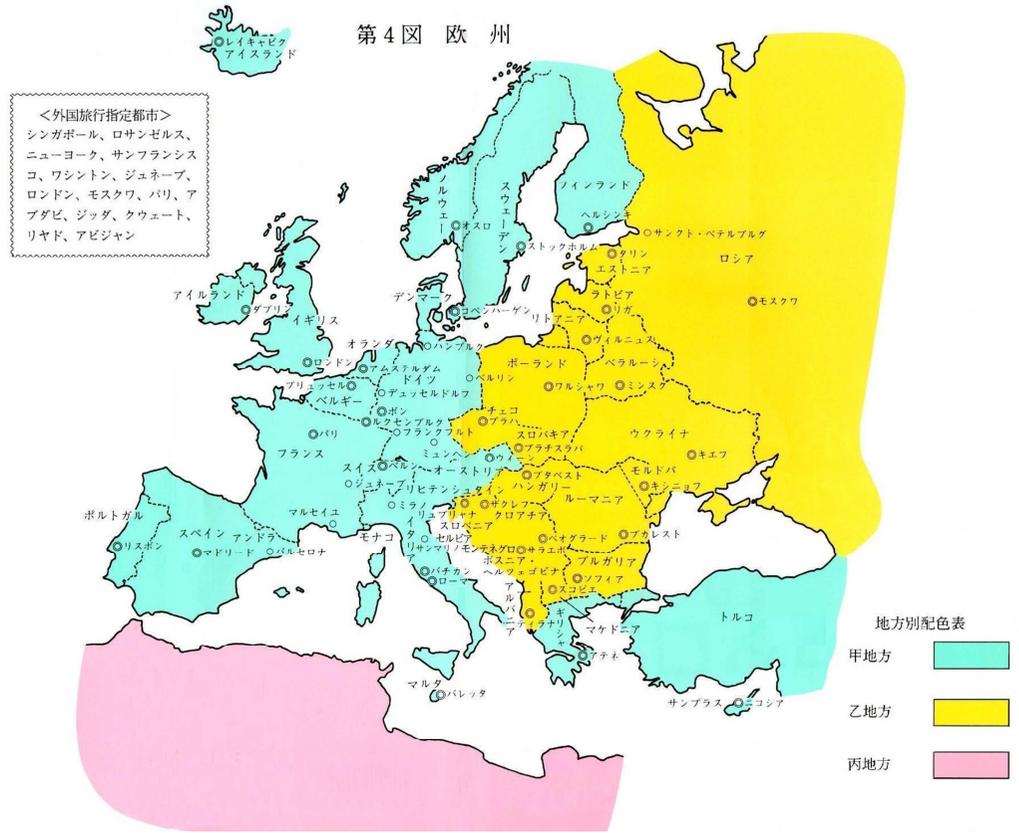
甲地方	
乙地方	
丙地方	

資料編 11 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（北米）

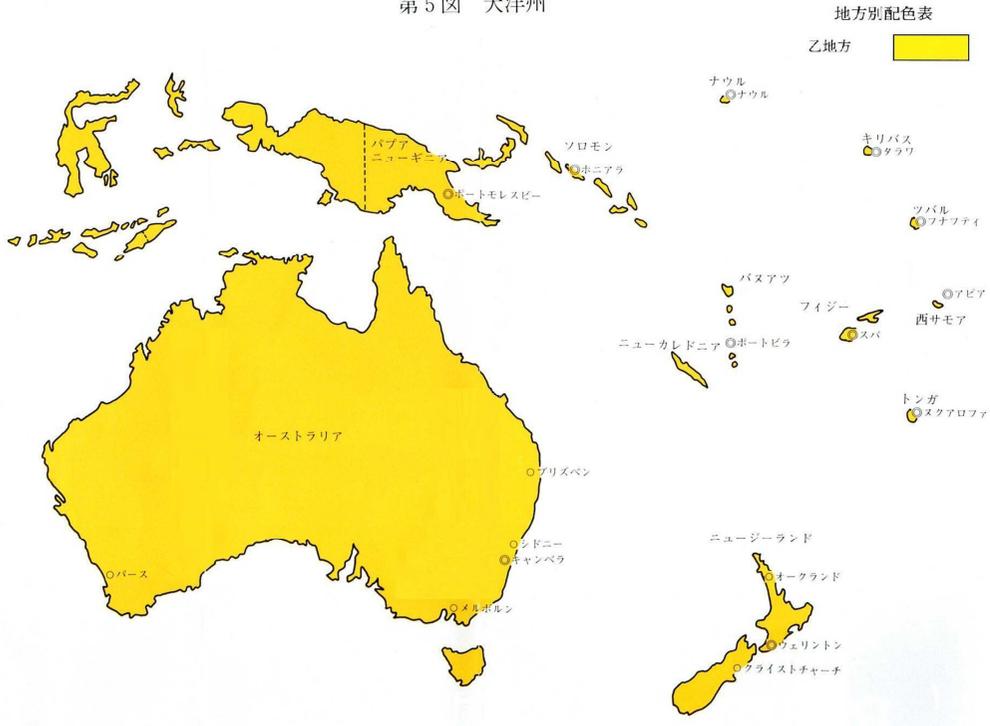


資料編 11 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図(中南米)

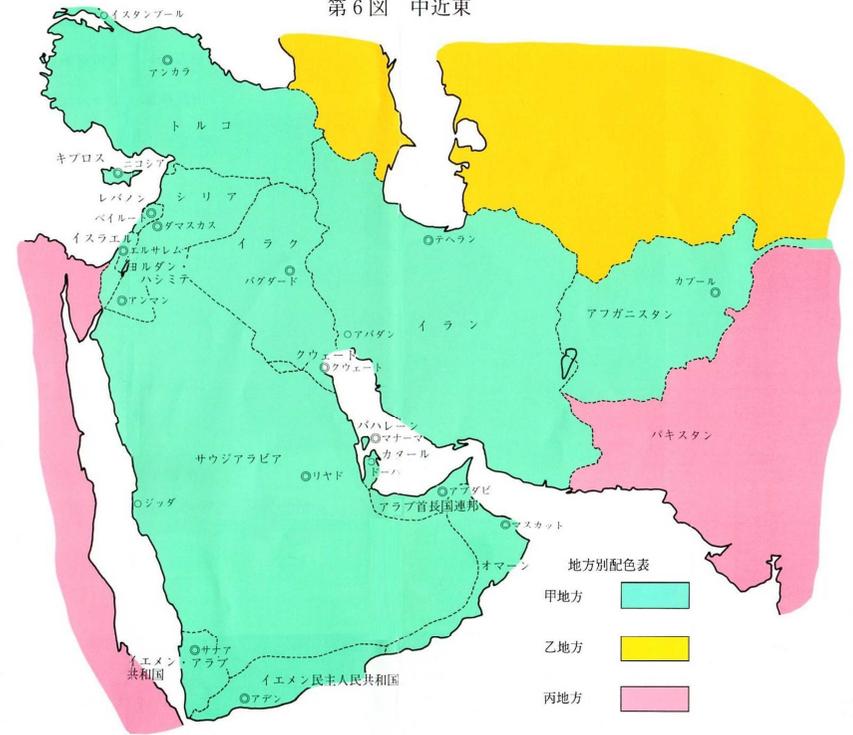
資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図(欧州)



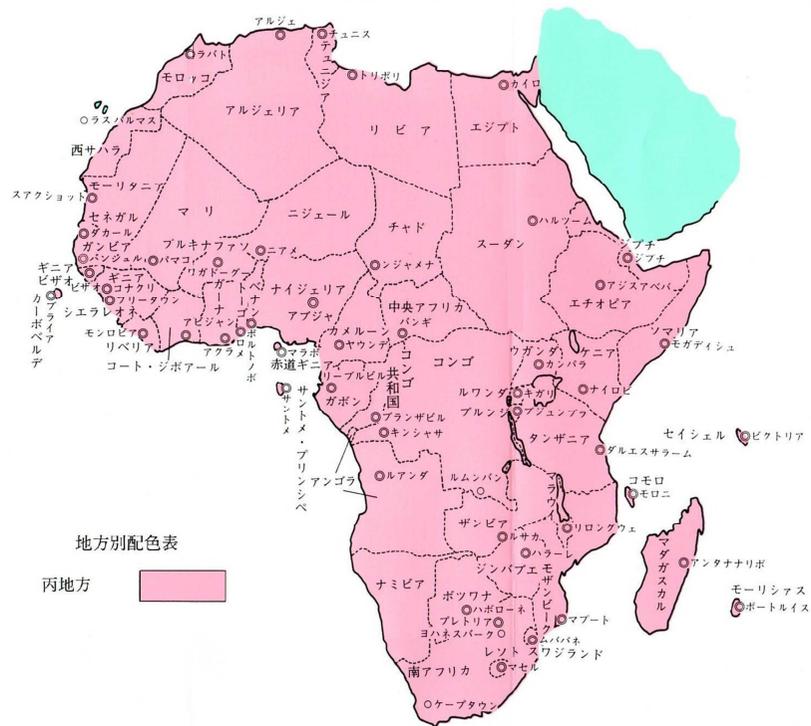
第5図 大洋州



第6図 中近東



第7図 アフリカ



資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（アフリカ）